

平成30年第5回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年6月14日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（1名）

9番 熊 谷 良 夫 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西 鳥 羽 裕 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 一 久 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 圭 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

9番、熊谷良夫君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は5名であります。

一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（12番 村田 薫君 登壇）

○12番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項1つ目、天筆でまちおこしを。

質問要旨に入っていきます。

2月の小正月の時期、一面の雪で何も無い国道13号を走行していると突然町の入り口に掲揚された天筆群が目飛び込んでくる。この壮観さには目を見張り、これはすごいと思わず声が出ます。こういう経験は皆さんにもおありであろうと思います。町では、これまでありとあらゆる手法を駆使してまちおこしをしてきました。これだという結果に結びつかず、今日に至っているのではないのでしょうか。私は、365日、毎日天筆の掲揚によるまちおこしのパフォーマンスを仕掛けてはどうかと提案するものです。中心商業地域活性化の起爆剤になるのではないかと思いますので

す。国指定の無形文化財カマクラの天筆に地産品の販売促進、観光振興などの願いを書いて掲揚し、「天筆のまち美郷町」として全国に発信することは、必ずや町の発展につながっていくのではないのでしょうか。町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

毎年、六郷のカマクラ行事の時期になりますと美郷町観光協会によって六郷のまちなかを初め、町の玄関口といえるサテライト六郷や道の駅雁の里せんなんなどに観光客の集客を目的として、計630枚の天筆が掲揚されてきております。また、六郷カマクラ保存会より各家庭に配布される天筆が485本掲揚されるとともに町観光協会が主催する天筆書き体験での天筆も、ことしは132枚掲揚され、総計で1,000本を超える天筆で行事を盛り上げていることは議員ご承知のとおりです。

さて、そうした天筆をまちおこしのために365日掲揚してはどうかとのご質問ですが、1年を通して天筆が飾られているさまは、注目を集める効果が確かに一定程度あるものと私も認識いたします。

しかし、一方で、その結果として小正月行事としての季節感が損なわれないか、また天筆が特別なものでなく、ありふれたものとして認識され、実際の行事において天筆を目にした際の感動が損なわれないかなどの懸念もあるところです。

また、町観光協会によりますと、天筆が風で青竹に絡まってしまうため、例年、期間中は毎日1時間かけて見回りをするなど管理のために一定の努力を払っているとのこと。年間を通じて掲揚するということは年間を通じてこうした努力が必要になるということになります。

こうした効果や懸念、あるいは現在の状況を踏まえて総合的に判断しますと、議員ご提案の年間を通じた天筆掲揚は難しいと言わざるを得ないと私は思います。ご理解をお願いいたします。

なお、町観光協会では例年、2月10日から天筆を掲揚しているところ、六郷のカマクラ行事をより認識してもらいたい、そしてカマクラ行事により足を運んでももらいたい、いわゆる集客効果を目的として、ことしは例年よりも6日前倒しした2月4日から掲揚しているとのことでした。こうした努力も受けとめてくださるようお願いをいたします。

いずれ、まちおこしについては、天筆の年間掲揚の手法をとらずとも今後も各般にわたり努力し、できる限り効果に結びつけてまいりたいと存じます。とりわけ、現在取り組んでおりますま

ちなかエリアの活性化をまちおこしの核心に位置づけて各般にわたる対応をしてみたいと存じますので、どうぞご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○12番（村田 薫君） 今、いろんな季節感または管理等の面で通年天筆を飾るということは難しいという答弁いただきまして、ただいま信楽っていう瀬戸物の町がありますけど、こういうところはまず1年中信楽焼を店の前に毎日飾ってるわけなんですけど、それでも特別に信楽焼の安売りっていいですかね、即売会というのを年、例えばこどもの日とかお盆、正月、町の日のようなときに開催しているということを読みました。天筆掲揚する時期も通年とはまず大変難しいということ理解できましたけど、そういう特別な日にだけでも飾られてはどうかと思うんですけど、そこら辺の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問、再質問にお答えいたします。

基本的に、町観光協会が観光・集客目的にやっている天筆掲揚でありますので、町の一存で決めることはできません。そして特別な日の「特別」を、どう定義づけるかによって随分と考え方が変わってくるんだろうと思います。議員の再質問についてお答えする部分については、特別な日に掲揚してはどうかというご提案については、現段階において関係機関と検討しなければならないというご答弁にさせてもらいたいと思います。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 2つ目の質問になります。質問事項は奨学金の自由設定をとということです。

要旨に入っていきますけど、美郷町奨学資金に関する条例は、これまで数回の改正を重ね、現在では大変利用しやすくなっていると感じています。1条の目的のところを抜粋でちょっと読ませてもらいますと、経済的理由によって就学が困難な者に学資を貸与するとありまして、高校生に月額1万5,000円、大学生・短大生を含む専門・専修学校生に4万円とあります。借りるときは将来を夢みて破竹の勢いで借りまくってるとは思いますが、これが在学校の修業年限を終了し、1年後から10年以内に返還しなければならないという時期がやってきたときに置かれた環境というのは、生活費や住宅資金、また老後への備えなどの経済事情に負われている時期と重なってきます。返済する金額は少ないにこしたことはありません。

最近では企業や自治体で非常に厳しい条件のもとで返済を肩がわりしてくれることもあるようですが、該当は必ず難しいようです。返還の負担軽減を考えまして貸与金額を満額ではなく自由設定にして選べることはできないのか、教育長の見解を伺います

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

家庭の経済状況にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けることができるようにすることは極めて重要なことでもあります。そのための教育の機会均等を図るための奨学金制度に関しては、まず国が制度を制定し、県・市町村が地域の実情に応じて制度の不足する部分を補完することが必要であると理解しております。

その奨学金制度において、独立行政法人日本学生支援機構では、平成30年度入学者から全ての奨学金において貸与月額の種類を増やし、基本的には2万円から最高額までの間で1万円刻みで選択できるようにしました。選択肢を増やすことで、より利用しやすい制度となるように配慮したものと考えております。

また、県内の奨学金貸し付け制度について調査しましたところ、奨学金を貸与している自治体は22市町村で、そのうち7市町が上限額以内で金額を選択できる制度としておりました。そして、この7市町での学生の選択は、ほとんどの学生が上限額を選択しているとのことでしたが、6市町においては上限額よりも低い額を選択している学生がいる状況でした。その学生は、将来の返還を見据え、借りる額を必要最小限にしたためと思われる。

このような現状から、美郷町奨学金の貸与月額を選択可能にすることは学生にとってメリットがあることと考えますので、例えば大学生等への貸与月額を2万円・3万円・4万円の中から選択できるようにした場合の課題を整理するなどして貸与月額の選択制を前向きに検討してまいります。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。

内田清文君、登壇願います。

（4番 内田清文君 登壇）

○4番（内田清文君） おはようございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず、初めに総合案内についてです。

大仙市の市役所庁舎には総合案内が玄関に入ってすぐのところに設置されていますが、美郷町にはありません。この美郷町の庁舎にも以前は設置されていたようですが、総合案内に専門のスタッフを置くことはコストがかかることや案内板を整備したことにより利便性が向上したこと、また各職員の対応を強化したことによって不便さを解消できているために総合案内を廃止したとのことでした。

しかし、さまざまな人が利用する町役場には、やはり総合案内は必要だと考えます。課をまたぐような事柄には案内板では対応できないと考えられるからです。例えば、これは一例ですが、田植機から落ちる大きな土の塊が町道に落ちていて通行のさまたげになっている場合に、どの課に相談すればいいのかということがあると思います。住民生活課なのか建設課なのか、また農政課なのか、はたまた農業委員会の事務局なのか、このようなことは総合案内があれば解消できる問題だと思います。

また、玄関には、行き先がわからない方は近くの職員までお気軽に声をかけていただきますようお願いするという看板もありますが、職員の方が近くにいないこともあり、忙しそうに仕事をしている職員に声をかけるのは気が引けるということもあると思います。職員の側も集中して業務をこなしていれば住民からの問いかけに気づかないこともあるだろうと思います。そこで、総合案内を再び設置し、来庁者の窓口となれば利便性を向上することもでき、領域横断的な問題にも的確に対応できるのではないのでしょうか。

しかし、コストをかけたり各課の当番制にして職員の業務を大幅に増やしたりするのではなく、レイアウトを変更したり、例えば玄関から真正面にある住民生活課のカウンターに総合案内を設置し、担当させることにより、来庁者対応の責任を明確にするなど、ルールを定めることによって玄関付近でまごつく人を見ることはなくなると考えます。来庁者や住民と行政の橋渡しとして総合案内の設置をする必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

総合案内につきましては、平成22年1月に実施した庁舎統合に伴う取り扱いとして庁舎内の課配置に来庁者がなれるまでの当面の期間、町職員を配置して案内を行ってきておりました。

その後、来庁者が一定程度課の配置になれてきたとの判断で平成27年3月に総合案内を廃止するとともに庁舎内の誘導サインを一新し、目的とする課に従前より移動しやすいように案内表示などを整備してきたことは議員ご発言のとおりです。

庁舎内の誘導サインの導入に当たっては、議員ご指摘のレイアウトの変更についても検討してきており、企画財政課を庁舎1階に配置できないか、あるいは商工観光交流課を本庁舎に配置できないかなど検討しましたが、OA機器の配線やキャビネット配置などを含めた費用対効果なども総合的に勘案してレイアウト変更をしないこととし、現在に至るところです。

しかしながら、なれてきたとはいうものの案内を欲する来庁者もいらっしゃるだろうとの認識で玄関正面の住民生活課戸籍年金班の机配置は来庁者が声をかけやすいように対面式とし、来庁者がどの課に行けばいいのかわからない場合には住民生活課職員が案内を行うよう工夫をしてきてるところですので、ご理解をお願いいたします。

また、議員ご指摘のとおり大仙市には総合案内がありますが、その職務は本町と同様に大仙市市民課の職員が対応しているとのことでした。

さらに、本町を除く県内市町村の状況ですが、総合案内を設置している市町村は12市町村ありました。その中で専任職員を配置している市町村は7市と、現在のところ人口規模の小さい町村では専任職員を配置している自治体はありませんので、あわせてご理解をお願いいたします。

今後も引き続き総合案内がなくても来庁者が戸惑うことなく目的の課に足を運び、来庁目的を迅速に果たせますよう、そしてどこの課が対応する内容なのかかわからない場合も、そうした問い合わせに的確に対応するよう来庁者の気持ちに立った対応に心がけてまいりますので、どうかご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

4番、内田清文君の再質問を許可いたします。

○4番（内田清文君） 再質問いたします。

先ほど住民生活課が正面にあるということで、そちらのカウンター等レイアウトを工夫して対応しているとのことでしたが、そちらがもしそういう役割を担っているのであれば、そこに総合案内の看板を一つ設置するだけでも、来庁者の方にどこに問い合わせというか、伺えばいいのかというのが一目でわかると思いますので、そういった対応というのは検討できるものなのか、その辺のご意見をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

総合案内としての看板が必要であるというご提案でしたが、総合案内として何を具備すべきかという定義を一つ整理しなきゃいけないんだろうと思います。ですので、住民生活課の看板に総合案内という看板を一つつけられただけではないと思いますので、改めて総合案内に具備すべき条件が何なのかを整理した上で、ご提案について検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○4番（内田清文君） 次に、防災行政無線について伺います。

季節的に、これから増えることが予想される竜巻注意情報は防災行政無線によって夜中に町内全域にわたって大音量で放送されることがあります。先日も午後10時半ごろに竜巻注意情報が放送されていたと思います。竜巻は狭い範囲で突発的に起こるものであり、予測精度も低く、発生後の移動速度も速いため対応が難しいものです。また、県北で発生が予想されたものも美郷町で放送されるとも伺いました。

このように竜巻発生確度が低いものに関しても深夜や皆さんの睡眠時に放送する必要はあるのでしょうか。アナウンスでは「空の様子に注意してください」と放送されますが、夜に空の様子を確認するのは難しく、夜中の竜巻注意情報は住民の不安をあおるだけになることもあるかもしれません。また、寝つきが悪い子供や不眠症で悩まれている方々の就寝を妨げることになり、体調を崩すことも懸念されます。

竜巻注意情報が有効なのは1時間であり、引き続き竜巻注意情報が出されている際には、そのたびごとに放送されるようです。その場合、夜中に1時間置きに竜巻注意情報が放送されることとなります。夜中の放送に関しては、回数を減らすか、確度の高いもののみ放送するなど関係機関と協議する必要があると考えますが、町長の見解を伺います。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防災行政無線については、平成21年に設置・運用を開始し、改善を重ねて現在に至っておりますが、その伝達情報の一つである竜巻注意情報については、気象庁が発表区分の細分化を行い、平成28年12月から、それまでの全県単位の発表から県内陸部と沿岸部に分けた発表となっております。そのため、竜巻注意情報の対象地域が狭まっており、県内陸部並びに沿岸部ともに情報の精度は以前より高まっているものと存じます。

また、平成27年に当町の大坂地区で発生した竜巻、及び昨年隣接市で発生した突風被害においても事前に竜巻注意情報が発表されており、その意味でも情報精度が低いとは言えないものと認識しておりますので、情報に対する認識について、まずはご理解をお願いいたします。

さて、その竜巻注意情報の取り扱いについては、情報の精度を論ずる以前に一切提供しないという選択肢もあるところですが、しかし、先に述べましたとおり、既に当町において大きな被害が発生していることを鑑みますと、外れる可能性が高いので住民にお知らせしないという選択肢はとてとることができません。この点も危機管理にする要諦としてご理解をいただきたいと存じます。

次に、竜巻注意情報の雲の様子云々の文言についてですが、日中においては目視で雲の様子を確認できますので、大いに意味があるわけですが、確かに夜間、とりわけ月夜でない状況では雲の様子を確認することは困難かと存じます。

しかし、その文言はJアラートによって国からデジタル配信されているものであり、それを選択できるシステムにはなっておりませんので、現実的に時間によって変更することは私どもはできません。したがって、議員ご指摘の懸念は受けとめながらも、現時点においては、システム的に対応できないことにご理解をお願いいたします。

いずれ、「災害は忘れたころにやってくる」と言われております。今後も確率が低いことでなれたり、油断したりせず、日ごろから備えをしっかりとするとともに、緊急情報の発信や伝達についても「外れ」を恐れない姿勢で防災に取り組んでまいりたいと考えておりますので、あわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。

鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

子育て家族の外出のサポートを、より充実させる赤ちゃんの駅の設置について提案をいたします。

秋田県庁のウェブサイト「あきた子育て情報・いっしょにねっと」によりますと、県内各

市町村にある「こどものえき」の一覧がまとめられています。こどものえきは、おむつがえなどのできる設備とスペースを備えた施設のことです。美郷町内にあるこどものえきは湧太郎や道の駅、公民館など全12カ所となっていました。ところが、その12カ所の設備について詳しく確認してみると、おむつ交換台やベビーキープ等はあるものの授乳スペースのある施設が一つもありません。これは乳幼児と一緒に外出しなければならない家族にとって不便なことではないでしょうか。

県南地域のほかの市町村の設置状況を見ると、大仙市4カ所、仙北市5カ所、横手市16カ所、湯沢市3カ所、東成瀬村1カ所となっております。授乳スペースがないのは羽後町と美郷町だけとなっております。子育て経験のある女性に確認したところ、外出先で授乳できる場所がないときは自家用車の中で授乳をすることが多いそうです。美郷町民が近くの場合、それも短時間の外出であれば自宅へ戻って授乳をすれば済む話だと思いますが、困るのは観光やスポーツ大会などの理由でわざわざ町外から美郷町へ足を運び、長時間滞在することになる人たちだと思います。

ことしの2月15日、六郷の竹うちがあった日の夕方のことですが、乳児を抱いた夫婦から、竹うちが始まるまでの時間を潰すのによい場所はないかという質問を受けました。湧太郎は寒くて騒々しいため落ちついて待つことができないということでした。広く全国を見ますとおむつがえと授乳ができるように設備を備えた施設に「赤ちゃんの駅」と名づけ、サービスを提供している自治体が多数あります。施設の場所がネットで探せるようになっており、赤ちゃんマークがついたサインも掲示して町外からの来訪者にとってもわかりやすく、使いやすい施設となっております。

授乳ができるスペースと乳幼児を放して遊ばせられるキッズルームがそろってあれば子育て家族にとって長居しやすい町になると考えます。美郷町の場合はまずは道の駅、そして公民館とリリオスの近く、さらに湧太郎のある六郷地区などに赤ちゃんの駅があればよいと思います。

事情により常設が難しい場合は、能代市などが行っているように簡易テントを使った一時的な移動式赤ちゃんの駅でもよいと思います。ラベンダー祭りの期間中は園内に設置すると喜ばれることだろうと思います。

以上、授乳スペースを備えた赤ちゃんの駅の設置について町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の「こどものえき」については、平成23年度に秋田県で「こどものえき」設置事業実施要綱が施行されたことに伴い、平成24年2月、議員ご説明のように美郷町役場庁舎、美郷町学友館、美郷町公民館、美郷町保健センター、美郷総合体育館リリオス、美郷町ラベンダー園、大台野広場管理休憩棟、ニテコ名水庵、六郷温泉あつたか山、名水市場湧太郎、手づくり工房湧子ちゃん、道の駅雁の里せんなんの12カ所に設置しております。

「こどものえき」の認定については、おむつ交換台、ベビーキープ、授乳場所の設置のうち、2つ以上の設備を有することが条件となっているため、美郷町では迅速に設置が可能なおむつ交換台とベビーキープの2つを整備してきたところです。

設置に当たっては、県より補助金交付を受けるとともに県の認定を受けており、平成24年4月号の広報美郷で周知するとともに子育て支援ガイドブックの「美郷のわらしっこ」にも掲載し、利用者への周知を図ってきているところです。

さて、議員ご質問の授乳スペースについてですが、現在は施設の利用者からお声をかけていただければ臨時的スペースを準備して提供することとしており、その旨、平成24年4月号の広報美郷や子育て支援ガイドブックにも掲載して周知を図っているところです。

しかし、町としての子育て環境の一層の充実について思慮しますと、利用者が比較的長時間滞在する施設については、議員ご質問の常設の授乳場所の整備は望ましいものと理解しております。

そのため、地域バランスを考慮しながら物理的に授乳場所を確保できそうな施設、具体的には美郷町役場庁舎、美郷町公民館、名水市場湧太郎、美郷総合体育館リリオスについては、今後早期に授乳場所を整備してまいりたいと存じます。いずれ、こうした取り組みを含め、子育て支援に力を入れている町・美郷町として町内外の方々が受けとめてくださるよう、引き続きアピールしてまいりたいと存じます。

また、ご指摘の「移動式赤ちゃんの駅」についてですが、屋外で行われる各種イベント等において臨時的な設置に対応できるように準備を検討してまいります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。

泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、会計年度任用職員制度について質問いたします。

2017年、地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員が導入されることになりました。これによって非正規職員の処遇改善が図られることへの期待があったわけですが、一部期末手当支給などの改善もあるとはいえ、同一労働同一賃金とはほど遠い格差が固定化されるとの批判が上がっています。

総務省調査では、2006年から2016年までに自治体正規職員は約26万人減少し、274万人となっていますが、非正規職員は約21万人増え、64万人となりました。当町でも昨年度の数字ですが、臨時職員が208人となっています。本来住民の命と暮らしや権利を守る自治体の業務は恒常的で専門性が要求され、臨時的で非常勤的な職員が担うことを想定していませんでした。しかし、全国の自治体で行政コスト削減のため非正規化が進み、任用根拠も更新方法もまちまちとなっている実態が生まれました。

今回の法改定は会計年度任用職員という最長1年の短期契約の公務員が新設されたものです。任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営、この原則が崩されている実態を追認し、固定化するものでもあります。公務労働の原則から大きく逸脱し、限りなく非正規が進行するものとも考えられますが、町長はどのように認識されているのかお伺いいたします。

会計年度任用職員にはフルタイムとパートタイムが規定されていますが、ここにも大きな格差が持ち込まれています。フルタイム職員には正規に近い生活給や手当を保証するが、パート職員は従来の非正規公務員と同じく生活保障を意味しない報酬の支給にとどまったことです。フルタイム職員の待遇が正規に近づき、パートには期末手当の支給ができることとされたことで前進と評価する声もありますが、パートへの期末手当は義務づけではありません。町として待遇改善のため、ぜひ支給するよう求めるものですが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ご質問にお答えいたします。

地方公共団体の臨時、そして非常勤職員につきましては、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成32年度から会計年度任用職員制度に移行することとなったことは議員ご承知のとおりです。

今回の改正により変更となる点についてですが、地方公務員法の改正により、1つ目として、特別職非常勤職員と臨時的任用職員の対象となる者の要件が厳格化されること。2つ目として、一般職非常勤職員の任用制度が明確化され、新たに会計年度任用職員を創設し、採用方法や任期等が明確化されることになった点です。また、地方自治法の改正により、議員ご質問にあるとおり会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定が整備された点ですが、これも議員ご承知のとおりです。

その制度の運用に当たっては、厚生労働省の「同一労働同一賃金ガイドライン案」に沿った運用とされることから、基本給の設定や再度の任用時の昇給等についても常勤職員の基準や昇給制度との均衡を図ることが適当とされているところです。

なお、現在、総務省からの運用通知や事務処理マニュアルは制度概要に関するものが多く、専門的また実務的な情報が少ないため、今後、具体的な制度の検討及び円滑な導入のためには専門的なノウハウや財政的なシミュレーションが必要となりますので、そのため本定例会において会計年度任用職員制度導入支援に関する補正予算を計上したところですので、よろしくご審議をお願いいたします。

町としては、住民ニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行うことを重要とし、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で適正な人員配置に努めるわけですし、このたびの改正は法律に基づく取り扱いになりますので、非正規を進行させるものとは認識しておりません。

また、会計年度任用職員における「フルタイム」と「パートタイム」については、勤務時間が常勤の職員と同一のものと常勤と比べて短いものとの区分され、そのほかにも従事する業務の性質に関する要件があり、フルタイムで任用される会計年度任用職員は常勤職員が行うべき業務に従事する者とされ、業務の性質や量、責任の程度などを踏まえて判断されるべきものとされているところですので、あわせてご理解をお願いいたします。

また、会計年度任用職員への期末手当についてですが、事務処理マニュアルに「フルタイムとパートタイムともに任期が相当長期にわたる者に支給すべきもの」とされ、この場合において「相当長期」とは、会計年度任用職員の任期が最長でも1年であることを踏まえ、6カ月以上を目安とし、また基礎額、支給割合及び在職期間別割合の取り扱いなど具体的な支

給方法については、常勤職員やフルタイムの会計年度任用職員の取り扱いとの均衡等を踏まえて定めるべきとあります。

美郷町においても、県及び県内市町村の動向を見定めながら、パートタイム職員への期末手当の支給について適切に判断、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 法律に基づくもので非正規が進行するものではないというご答弁でしたけれども、今まで質問でも述べましたが、非正規の公務員の方々の割合が増えてきている現状が全国的にあります。本来は自治体の業務というのは正規の職員が、何ていいますか、住民の命と暮らしを守るために非正規、非常勤で臨時的に職員がやっていくものではないということをずっと言われてきたことですが、非正規の職員が増えていってるとい、何ていいますか、なし崩しのというわけでもありませんけれども、こういう状況は本当はよくないだけけれども、現状がだんだんそうなっている。そういう中で今回の改正がやられると、このことをずっともう容認していくことになっていくというところでいろいろな労働組合などからも批判の声が上がっているわけですが、そういうことで、決して非正規の職員が自治体労働担うからサービスが後退するとか、そういうことではありませんけれども、住民の暮らしを守るために責任をもってやっていくというところで、やっぱり本来の働き方としては正規で常勤でというところが重要なことだと思いますが、この法律はそれがだめにされていくというところが一番の問題だと思うわけです。

その点について質問したところでしたので、法律に基づくもので、そうではないというお考えということですが、ぜひその点を、もう一度聞かせていただきたいと思います。公務労働のあり方という点です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、1日7時間45分の勤務でなければならない勤務で公務が構成されているわけではございません。1日数時間の業務で十分である業務もあるのを議員もご承知のことと思います。したがって、全てについて常勤であるべきというのは、実質的にある意味ではその以外の時間をどう使うのか、そしてそれ以外の時間に対して経費、賃金という形で経費を払うことについて、どう考えるのかということも生じてまいります。

ですので、議員がおっしゃった今の法律改正に基づく取り扱いが非正規を進行させるという前提ではないのではないかと私は認識しておりますので、先ほどの答弁に至ったということとでありますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 中学校の運動部活動のあり方について質問いたします。

スポーツ庁がことし3月、中学校の運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを発表しました。学期中の平日と土・日に各1日以上計週2日以上休養日を設けることや、1日の活動時間は平日で2時間程度、休日では3時間程度にとどめること、体罰・ハラスメントの根絶や過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めることを理解し、適切に指導するなど多岐にわたる提言です。学校や教育委員会では、この国の基準に基づき方針を策定するよう求められています。

全国的には指導の名のもとに体罰や暴言などの人権侵害が問題になったり、過度な練習や対外試合などで休養がとれず、スポーツ障害を起こす事例も多発しています。今回の指針が過度な活動に対し、一定の歯どめをかけるきっかけになることを期待するものです。

県内の中学校では運動部活動休止日に関する申し合わせもあり、昨年度の国の運動習慣等調査によると月2回以上、土・日曜日に休養日を設けていますが、活動時間は平日平均で男女とも2時間20分を超えています。土曜日で3時間半前後、週の合計では男子の活動時間は全国平均15時間44分に対し、本県は18時間8分と全国で3番目に長くなっています。短時間でも効率的な充実した活動が望まれると思いますが、当町中学校の場合はどうなっているのか、現状と課題についてお伺いいたします。

今、教員の多忙化が社会問題になっていますが、その要因の一つに部活動の指導が挙げられています。文科省が2016年10月と11月に行った全国の小・中学校の教員勤務実態調査では、1日当たりの勤務時間は、小学校では11時間15分、中学校では11時間32分で、10年前の前回調査より中学校は平日32分、土・日で1時間49分長くなっており、土・日が長くなった要因は部活動によるものとなっています。

教員の負担軽減の名のもとに外部指導者の活用が進められていますが、教員の負担について、教育長はどのように認識されているのかお伺いいたします。

専門的な知識を持ち、技術指導ができる外部の人材がかかわる仕組み、外部指導者の活用について、こういう仕組みは必要ですが、学校と生徒、保護者、外部指導者が連携して部活

動のあり方を具体的に話し合うことが大前提にあると考えるものです。外部指導者の活用については、どのようにお考えかお聞かせください。

部活動に大切なことは、何より教員の数を増やし、学校全体の仕事を調整して無理なくかかわれる体制づくりと、成果主義ではなく、生徒の自主性や自治の活動を重視する指導だと考えるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目は、当町での運動部活動の現状と課題についてであります。運動部活動は学校教育の一環として行われており、指導において体罰の禁止はもちろんのこと、生徒の人間性や人格の尊厳を損なう行為は許されないものであります。町内各学校では年1回、全生徒、保護者を対象に体罰調査を実施しておりますが、昨年度も町教育委員会への学校からの報告や保護者からの訴えはない状況であります。

次に活動時間についてであります。平日はスクールバスの最終便の時刻が夏季が午後7時、冬季が午後6時45分で、その時刻に合わせて全ての部活動が終了していることから、部活動時間は2時間程度であります。

休日は大会や練習試合がない場合、半日程度の活動状況です。また、秋田県では平成25年度から週1日以上以上の休養日の設定と第1・第3日曜日の休養日の設定が行われており、学校ではそれを守るようにしてきております。

このようにスポーツ庁の新ガイドラインにほぼ準じた活動をしている現状であります。一部には各種大会がどうしても土曜日や日曜日に行われ、それに参加しなければならない場合もあります。

2つ目は、教員の負担と外部指導者の活用についてであります。顧問の中には担当している運動部活動種目の競技経験がなかったり、指導経験が浅かったりすることにより十分な技術指導ができないことを大きな負担に感じている人もいます。このような場合には当該スポーツ種目において地域ですぐれた指導力を有する外部指導者から協力をいただくことが運動部活動の充実に効果があると捉えております。

そのような外部指導者の協力を得る場合には学校や運動部活動の目標や方針、安全対策等について十分な理解をしていただくとともに外部指導者に全てを任せるのではなく、必要な

時には顧問教員が外部指導者に適切な指示をしていくべきだと考えます。

3つ目は、教員の数を増やすことについてであります。このことについては、これまでも毎年県内各教育委員会が協力して国や県に要望してきているところです。しかし、なかなか実現しない現状にあります。そのような中で学校では各部活動に顧問を2人ないし3人配置することなどにより一部の教員に業務が集中しないような体制づくりに努めてきております。

4つ目は、生徒の自主性を尊重する指導についてであります。運動部活動は学校教育の一環として生徒の自主的自発的な参加によるものであります。参加している生徒は、いま以上の技能や記録に挑戦したいとか、勝利を目指したい、信頼できる友達を見つきたいなどのさまざまな目標を持っています。部活動の指導においては、そのような生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、勝つことのみを目指すのではなく生徒の主体性を尊重しつつ、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意することが重要であると考えております。

以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇高山茂雄君

○議長（澁谷俊二君） 次に、7番、高山茂雄君の一般質問を許可いたします。

高山茂雄君、登壇願います。

（7番 高山茂雄君 登壇）

○7番（高山茂雄君） 通告に基づき質問いたします。

まず、おばこ農協との関係を質問いたします。美郷町の住民の多くは、おばこ農協のほうと何らかのかかわりを持っております。したがいまして、今般の農協の事案については、行政にとっても大きな関心を持つべきことであると、そういうことを前提に質問いたします。

まだ流動的な段階ではございますが、農協の再建に協力もしくは支援をしていくということが町としてもあるのかどうかを、まずお聞きいたします。また、従来の変態に変化があるのか、そこもお聞きしておきたいと思ひます。

おばこ農協は大仙市、仙北市、美郷町の2市1町で構成されておりますが、この自治体共通認識を共有するというようなことがあってもいいのではないかとと思ひますが、ご見解を伺ひます。

農協というのは、地域におきましてはインフラの一つであるというふうに思います。そこが壊れますと住民に大変な不安が生じます。この問題は、もとより農協自身の問題ではございますが、行政として矛盾が生じない範囲で住民の不安を取り除く努力というものがあってもいいと思いますので、見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ご質問にお答えいたします。

今般の秋田おばこ農業協同組合、以下「J A秋田おばこ」と申し上げますが、その問題につきましては、町としても大変に驚いているとともに大変残念に感じているところです。また、J A秋田おばこに対して仮に組合員が不安や不信感を持ち続けるとするならば、それは直接的間接的に営農活動に影響を与える懸念につながり、これまで町が推進してきた美郷米の販売促進や美郷ブランド品目の振興などを通じた農業振興の展開にも影響が生ずる懸念がありますので、再建に向けた今後の動向を注視してるところです。

こうした基本認識を踏まえ、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的なことについてですが、農業協同組合は協同組合の一つとして農業協同組合法に基づいて設立されて法人格が与えられており、農業生産力の増進と農業者の経済的社会的地位の向上を図るための共同組織として組合員の自主的な選択によって事業範囲を決め、多くの組合員が必要とするサービスを総合的に提供することを目的にしております。

そのため、その事業内容については農協法によって制限規定がされているところです。

また、そうした事業については、法律等を遵守して適正な運営を行っているか、財政内容や収支の健全性が確保されているかなどの指導監督を農協法に基づき県が行うこととなっており、基本的に市町村に権限はないところです。

議員ご質問の農協の再建に対する協力支援についてですが、これまで述べましたように法律により設立された社会的責任の伴う組織ですし、指導監督の権限は県にあり、加えて今回の問題が事業方針及び事務処理に起因していることとすれば、なおさら私どもが協力支援する立場にないことにご理解をお願いいたします。

なお、美郷町としてJ A秋田おばこが主体的に問題解決を図り、今後も引き続き組合員のために組織としての責任を全うする姿勢で事業展開するという前提においては、農業振興に係るJ A秋田おばこの関係性については、何ら変化はないものと考えております。

また、今回の問題を踏まえた2市1町の認識についてですが、問題の本質がJA秋田おぼこの組織体質や事業方針、事務処理の認識に存在しており、加えて県が指導監督する環境において、2市1町が問題に関与する立場にはないという考え方は大仙市、仙北市と共通認識であると私は考えております。あわせてご理解をお願いいたします。

また、JA秋田おぼこが地域インフラであり、修復に町としても努力すべきとのご質問ですが、JA秋田おぼこがこれまで地域農業の振興に努力してきたことは十分に認識しており、そのため町としても、これまでJA秋田おぼこが進める営農事業等について連携を図ってきたところですが、JA秋田おぼこがこのたびの問題を踏まえ、改めて組織の背負っている役割と責任を見据えて事業展開をするならば、町としては営農事業において従前同様の連携を図り、力を合わせて農業振興を期してまいりたいと考えております。

また、こうした連携が連鎖していく中でJA秋田おぼこの事業環境や財務環境が着実に回復していくことを願いたいと存じます。

なお、第三者委員会の調査報告や新聞報道等によりますと、5月9日の臨時総代会において経営改善計画の骨子案が可決されたほか、赤字未収金については、米の売り上げの一部から赤字補填や利益準備金の内部留保の取り崩し、さらには不採算事業の見直しや未収金の回収等を図り、今後5年間で経営の健全化を果たすとの方針が示されておりますので、JA秋田おぼこが、かかる経営改善計画を確実に実践し、組合員並びに関係機関・団体からの信頼回復が着実になされていくことも心から願っているところです。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○7番（高山茂雄君） 続きまして、農業経営者の育成というところで質問をいたします。

私も若いときは田んぼに入って農作業をやっておりましたが、振り返りますと、この農業情勢の変化は驚くばかりであります。

しかしながら、最近の情報を見ても今後の農業における変化は過去のそれとは質的な面で異なるし、より大きな変化になると思われまます。その動きというのは、私たちが知り得る情報でも十分確認できる場所でもあります。町で農業経営者の育成に取り組んでおられることは承知しておりますが、この早い変化というものは半端ではございませんので、これをより積極的に進める必要があると思っておりますが、ご見解を伺います。

また、農業経営者を育成するということは、これからは経済人とみなされる人を育成するということでもあります。そこで、為替についての感性も育てていただきたいなと思ってお

ります。為替が経済に及ぼす影響は極めて大きいものがあります。高いところから農業を俯瞰してみるというのもこれからの経営者の資質かと思いますので、ご見解を伺います。

最後に、まじめな農業者ほど今まで自分がやってきた農業、それが生きがいであるという方は非常に多い。これからいろんな形態の農業が生じます。それぞれの形態に最善の対応を求めて質問を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ご質問にお答えいたします。

農業を取り巻く環境が過去のそれとは質的に違い、確実に大きな変化を来していることは議員ご指摘のとおりと私も認識しているところです。

具体的な構造変化を数字で見てみますと、2015年の美郷町における総農家数は1,895戸、農業経営体数は1,657戸、農業就業人口は2,284人ですが、前回2010年と比較しますと、総農家数で241戸減、農業経営体数で204戸の減、農業就業人口で164人減となっております。また、農業就業人口の平均年齢は66.8歳と前回と比較して0.4歳高くなっており、農家の高齢化が進んでいるほか、離農により農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積は、この5年間で542ヘクタールに及び、担い手の規模拡大が進んでおります。

こうした状況下での担い手育成についてですが、平成30年度からの米政策転換を踏まえ、農業経営の一層の意識向上を図るため、平成27年度から3カ年にわたり専門家を講師に招き、美郷町農業経営研修「農業経営塾」を11回開催するなど、経営手法等について認識を深めていただく取り組みを展開してきているところです。

また、平成29年度からは町の独自事業として、新規就農者を受け入れた農業法人等に対し、社会保険料の法人負担分を助成する新規就農者雇用促進支援事業や新規就農者が取り組む作目に係る種子・肥料・農薬購入代の一部を助成する新規就農者経営安定支援事業を新たに創設し、将来の担い手となる新規就農者及び農業法人等に対する施策も充実させてきたところです。

さらに、今年度より町単独事業「認定農業者支援事業」を新たに創設し、機械設備の導入経費の支援を行い、経営判断による規模拡大や多角化、水稻からの作物転換等に対して国・県の制度とともに取り組みを支援するなど、積極的に担い手経営者育成に努めてきていることに、どうかご理解をお願いいたします。

次に、経営者の育成に関する為替のご質問ですが、為替は売買代金の受け払いや資金の移動を現金を輸送することなく行う手段をいい、振り込みや口座振替も為替取引の一種で、国内で行われる為替取引は内国為替と呼ばれていることは議員ご承知のとおりです。

一方、国境を越えて異なる通貨間で行われ、通貨の交換を伴うのが外国為替取引ですが、為替という場合、一般的には外国為替の意味で用いることが多いわけですので、議員のご質問を外国為替取引の認識を育むというご質問の旨でお答えいたします。

国産農産物や加工品、あるいは日本酒などが年々輸出増加していることは議員もご認識のところではあります。他方、これら流通に対する基礎知識やノウハウについては、携わっている方以外は残念ながら表面的にしか理解していないように見えます。そのため、専門的知識を習得する機会や情報の受発信を含めたネットワーク構築の機会も重要ではないかと認識しておりますが、そうした機会も実はなかなかないというところが実情ではないかと存じます。

こうした状況を踏まえるとともに大きく変化してきている農業環境に対応していくために、今後はさらに農業経営に関する国際的感覚を磨くとともに外に打って出る農業経営センスも磨いていくことが肝要と存じ、これまで毎年開催してきている農業研修会などの機会を通じ、今後そうしたことを学ぶ機会をつくってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、農業を生きがいとしている方、自分の土地で農業を続けたいと思っている方など、さまざまな経営体への対応についてですが、経営規模を問わず営農を維持・継続したいと考えている農業者は少なくないものと思います。そのため、今年度から稲作を初め畑作や園芸施設等の機械設備の導入経費を支援する町単独事業「営農継続支援事業」を新たに創設し、農業従事者の確保と多様な地域農業の支援を図っていることは議員もご承知のところではあります。

町としては、担い手農業者だけへの支援ではなく、こうした担い手以外の農業経営にも支援策を講じ、幅広く農業従事者を維持・確保するとともに、行く行くは現在の担い手農業者の受け皿として機能する農業者になるよう意識啓発をしてまいりたいと存じます。

いずれ農業者が真の農業経営者として課題解決に取り組み、経営資源を活用して経営発展のためのロードマップを描くことができるよう、農業経営者の育成に今後も幅広く努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、高山茂雄君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

6月15日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時07分)

